

マイナンバーカードは お持ちですか？



どうして
マイナンバーは必要なの？

窓口で何枚も添付書類を準備したり、不足書類を準備するために前住地へ問い合わせたりといった経験が皆さまにもあるのではないのでしょうか。これらの手続を簡便化するため、また適正な給付や賦課を行うため、マイナンバーは、「国民の利便性の向上」、「行政の効率化」、「公平・公正な社会の実現」という3つの目的達成のために導入されています。

どんなときに
マイナンバーが必要なの？

平成28年1月から順次、次のような場でマイナンバーが必要となっています。
○年末調整や源泉徴収票の作成、手続等で勤務先へ

○雇用保険の失業給付の手続でハローワークへ
○福祉や介護等の手続で市区町村へ
○税の申告などで税務署や市区町村へ
○生命保険、損害保険、共済の受取時に保険会社や組合へ
○災害時の支援制度の利用申請時に市区町村へ

マイナンバーカードは
どうしたらもらえるの？



郵便・パソコン・スマートフォンから無料で申請できます。マイナンバーカード交付のお知らせが届いたら、お早目の受け取りをお願いします。

郵送による申請
①個人番号カード交付申請書（通知カードとともに送りしています。）に署名または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。
②交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。

パソコンによる申請
①デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存します。
②交付申請用のウェブサイト（マイナンバーカード総合サイト）で検索してください。（にアクセスします。画面にしたがって必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します。）

スマートフォンによる申請
①スマートフォンでカメラで顔写真を撮影します。
②個人番号カード交付申請書（通知カードとともに送りしています。）のQRコードを読み込み、申請用ウェブサイトにアクセスします。画面にしたがって必要

事項を入力の上、顔写真を添付し送信します。
※通知カードを受け取られた日以降に引越しをされた方が申請される場合には、引越し先の市区町村の窓口でお受け取りになった交付申請書をご使用ください。

パソコン等を持っていない
市役所に設置している「マイナンバー用端末」で申請ができます。
※マイナンバー用端末に内蔵のカメラを用いて写真撮影を行い、そのままオンラインで申請を行うことができます。

マイナンバーって何？



※画面はイメージです

「マイナポータル」とはマイナンバーカードを使って、子育てや福祉・介護などの行政手続をワンストップで行った

け取ったり、お手元のパソコンやスマートフォンで確認することができるサービスです。「マイナポータル」で利用できるサービスはただ今随時拡大中ですので、また準備ができましたら、皆さまに広報等でお知らせさせていただきます。

マイナンバーカードは、申請してからどのくらいで
出来るの？

マイナンバーカードは、申請してから概ね1か月程度で交付通知書がお手元に届きます。交付通知書が届きましたら、市民保健課窓口（窓口②）でお受け取りください。

マイナンバーに関する
問い合わせは？

マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください。
☎0120-95-0178
平日 9時30分～20時
土日祝 9時30分～17時30分
（年末年始を除く）
このページに関するお問合せ
市民保健課市民係
（窓口②）☎22215

犬猫愛の伝言板のお知らせ

飼っている犬や猫などの動物を譲りたい方と譲ってほしい方との情報の交換を目的として、「ポッチとニャン子の愛の伝言板」を市役所西館1階ロビーに設置しました。



動物を譲りたい方

伝言板に設置されている伝言票に必要事項を記入して、伝言板に貼ってください。写真がある場合には一緒に貼ってください。

動物を譲ってほしい方

伝言票に記載されている連絡先に直接連絡して、動物の所有者の方と直接話し合ってください。

その他

ゆずり受けが成立した場合は、環境対策課環境保全係（☎22213）まで連絡をしてください。

注意事項

- ・営利目的での使用はできません。
- ・金銭面等のトラブルには一切介入しません。
- ・掲示の期間はおおむね1か月です。

下田市内の伝言板設置場所

下田市役所西館1階ロビー
静岡県下田総合庁舎1階

問合せ先 環境対策課環境保全係
☎22213 FAX22287

下田税務署から 各種説明会のお知らせ

○年末調整等説明会

対象 法人及び個人の白色申告者
日時 11月28日（火）13時30分～15時30分
場所 市民文化会館 大ホール
※説明会に関する書類は、対象となる方に事前に送付しますので、当日必ず持参してください。

○消費税軽減税率制度等説明会

対象 事業者の方
日時 11月28日（火）11時～12時
場所 市民文化会館 大ホール

○青色申告決算等説明会

対象 個人の青色申告者
日時 11月28日（火）
9時15分～10時45分、13時30分～15時
（どちらの回にも出席いただいても結構です。）
場所 市民文化会館大会議室
※平成29年分の青色申告決算書用紙は確定申告書用紙等に同封されます。

問合せ先 下田税務署 ☎20185
※税務署への電話は、自動音声により案内していますので、この文書に関するご質問は「2」を選択してください。
※不足する書類がある場合は、説明会場又は下田税務署で配付いたします。

里親になりませんか ～10月は里親月間です～



里親とは…
様々な事情によって家庭で養育されることが難しい子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育する人のことです。

里親になるには…
○子どもの養育について理解と熱意をもち、豊かな愛情をもっていること
○県が実施する研修を修了すること
○経済的に困窮していないこと等

里親の種類…
・養育里親：子どもが自らの家庭に戻ることができるまで養育する里親

・専門里親：虐待を受けた子どもや障害のある子どもを、経験と専門知識を活かして養育する里親
・親族里親：親が亡くなったり行方不明等となった子どもを、その子どもの扶養義務者が、里親としての認定を受けて養育する里親
・養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

里親になったら…
・児童相談所が、面会や交流を繰り返した上で、養育をお願いする子どもを決定します。
・子どもの養育をお願いしている間は、定められた養育に必要な経費が公費で支給されます。
・子育ての悩みや不安には、児童相談所等が相談に応じます。

問合せ先
賀茂児童相談所 ☎242038
福祉事務所障害福祉係
（窓口⑥）☎22216
県子ども家庭課
☎054-2213760